

法令適用事前確認手続 照会書

平成25年4月8日

入国管理局参事官室の長 殿

照会者名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

(代理人による照会の場合、上記に加え次の事項を付記)

代理人名

法人の住所

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容(下記6において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。)が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項 出入国管理及び難民認定法施行規則19条第5項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

留学の在留資格を持つ外国人が、資格外活動の包括的許可を得て病院での資格外活動を行うことができるかどうか。入管の法令上は医療機関での資格外活動について制限を置いていませんが、厚生労働省が平成24年7月9日に改正した通知「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」では、看護養成所へ通う留学生について「医療機関におけるアルバイトは行われるべきものでない」と書かれているため、入管での運用を確認しておきたい。

3 上記1の法令(条項)の適用に対する照会者の見解及びその根拠

入管法施行規則及び在留審査要領では留学生の医療機関での資格外活動の制限規定はないため、資格外活動は可能

4 公表の延期の希望(※ 本項については、希望がない場合は記載する必要はありません。)

(1) 理由

(2) 公表可能時期

5 口頭による回答の可否(※ 口頭の場合、書面による場合より迅速な回答が可能です。)

可 / 否

6 照会者名の公表を 希望します / 希望しません

7 連絡先

(1) 郵便番号 [REDACTED]

(2) 住所 [REDACTED]

(3) 照会者名又は代理人名 [REDACTED]

(4) 電話番号・FAX番号 [REDACTED]

(5) 電子メールアドレス [REDACTED]